

# 私のまちの行政相談委員

平成29年4月1日付けで、次の2名が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

平 岩 聖 司 (再任) 富沢町2丁目21番地 ☎23-4613

松 原 千鶴子 (再任) 梅川町817番地 ☎22-5790

行政相談委員は、国民と行政の架け橋として、国の役所や特殊法人の業務に関する苦情や意見、要望を受け、解決を促進する仕事を行っています。

相談は無料で、秘密厳守ですのでお気軽にご相談ください。

## ▲▽ 国民年金のお知らせ ▲▽

### 老齢年金の受給に必要な期間が短縮されます

納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくため、平成29年8月より、老齢基礎年金等の受給に必要な「保険料納付済期間及び保険料免除期間等を合わせた期間」(＝「受給資格期間」)が25年から10年に短縮されます。

この制度改正により新たに受給権が発生する、受給資格期間が10年以上25年未満の方に対し、下記表のスケジュールにより順次、日本年金機構から期間短縮年金請求書が送付されます。

期間短縮年金請求書がお手元に届いた方は、できるだけお早めに最寄りの年金事務所にて請求手続きをしてください。なお、全ての加入期間が国民年金第1号被保険者の方は、お住まいの市町村の年金担当窓口でも請求手続きが可能です。

また、日本年金機構では、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)による相談・請求手続きの予約受付を行っていますので、ご活用ください。

#### ●期間短縮年金請求書の送付時期

	送付される方 (対象者のみ)	送付時期
①	大正 15 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日生まれの方	平成 29 年 2 月下旬～3 月下旬 (送付済)
②	昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日生まれの方	平成 29 年 3 月下旬～4 月下旬 (送付済)
③	昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 26 年 7 月 1 日生まれの方	平成 29 年 4 月下旬～5 月下旬
④	昭和 26 年 7 月 2 日～昭和 30 年 8 月 1 日生まれの方【男性】 昭和 26 年 7 月 2 日～昭和 30 年 10 月 1 日生まれの方【女性】	平成 29 年 5 月下旬～6 月下旬
⑤	昭和 30 年 10 月 2 日～昭和 32 年 8 月 1 日生まれ【女性】 大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの方	平成 29 年 6 月下旬～7 月上旬

※国共済、地共済及び私学共済の加入期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の送付時期に送付されます。

### 国民年金保険料について

国民年金保険料は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定され、平成29年4月からの保険料は、**月額16,490円**となりました。(平成29年3月までは月額16,260円)

保険料の主な支払い方法は以下のとおりです。

#### ①納付書による現金納付

#### ②口座振替

#### ③クレジットカード納付

※納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されていますが、紛失などで手元に無い場合は再発行することができますので、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

※口座振替及びクレジットカード納付は、事前に届出が必要となります。届出書は役場にあるほか、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> からダウンロードすることもできます。

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120